

## 情報公表までの流れ

### 1. 報告・調査・公表計画の策定

福井県

介護サービス情報の公表制度における公表対象事業所、事業所による情報の報告時期、調査実施の有無、公表時期を定めた計画を福井県知事が策定します。



### 2. 報告・調査・公表計画の通知

公表センター → 事業者

福井県指定情報公表センター（以下「公表センター」）から、各事業者あて報告・調査・公表計画を通知します。



### 3. 申請

事業者 → 福井県

通知を受けた事業者は、通知等に基づき、「福井県介護サービス情報公表申請書」を（調査該当事業者は併せて「福井県介護サービス情報調査申請書」）を福井県に提出します。（この際、手数料を県証紙により福井県に納付します。）



### 4. 情報の報告方法の通知 ⇒ ⇒ ⇒ ⇒

公表センター → 事業者

調査日の通知 → → → → → →

指定調査機関 → 事業者

申請した事業者あて、公表センターから報告方法および報告期限を連絡します。また調査該当事業所には指定調査機関より調査日を連絡します。



### 5. 事業所情報の報告

事業者 → 公表センター

申請した事業者は、報告方法に基づき、報告期限までに事業所の情報を報告します。（報告は、インターネット上にある「福井県介護サービス情報報告システム」に入力することにより行います。）



### 6. 訪問調査の実施（調査該当事業所のみ）

指定調査機関 → 事業者

指定調査機関の調査員が事業所を訪問し、事業所が報告した情報をもとに、調査を実施します。調査は事業所代表者との面接により行われます。



### 7. 情報の公表

公表センター

公表センターは、事業所から報告された情報および指定調査機関から報告された調査結果をインターネット上にある「福井県介護サービス情報公表システム」により公表します。

※当該年度中に新規に指定を受けた事業所においては、計画の通知は行いません。（事業所の指定申請時に情報の公表申請も併せて行っていただきます。）また、訪問調査はありません。このため、この表における2、6は省略されます。